

証券コード：7486

(発送日) 2023年6月2日

(電子提供措置開始日) 2023年5月30日

株 主 各 位

長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3

サンリン株式会社

代表取締役社長 塩原規男

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<http://www.sanrinkk.co.jp/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7486/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンリン」又は「コード」に当社証券コード「7486」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月19日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月20日（火曜日）午前10時30分
 2. 場 所 長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3
当社本社大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 監査役4名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(企業環境)

当連結会計年度における我が国経済は、昨年末以降、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が大きく緩和され、個人消費や企業の設備投資を中心に経済活動の持ち直しの動きが見られました。一方、原材料費の高騰や円安による輸入コスト増などから商品やサービス価格が上昇しており、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループ関連のエネルギー業界に関しましても、発生から1年以上が経過したロシア・ウクライナ情勢の長期化等により各種エネルギーの仕入価格高騰が継続しており、当社を取り巻く事業環境は厳しい状況が続いております。

(企業集団の業績)

このような状況のもと、当社グループは、「(2022年～2024年)中期経営計画」に基づき2050年のカーボンニュートラルを見据えつつ、2030年に向けて着実に実践可能な対応、脱炭素の前段と言える低炭素への取組みを進めるとともに、持続可能な成長を実現し続けるため、地域密着型生活関連総合商社として地域との密接なつながりを活かし、安心・安全なエネルギーの安定供給と、より質の高いサービスの提供により増客増販に努めてまいりました。

営業活動におきましては、電気料金の高騰などから社会やお客様からの注目度が高まる省エネ機器や蓄電池・断熱リフォーム等の販売に力を入れ、補助金制度の活用も含めて快適で安心な生活環境と低炭素化への貢献ができる商品を積極的に提案し、昨年を大きく上回る成果を上げることができました。また、お客様との接点強化及びペーパーレス化によるSDGsの推進を目的として昨年9月より開設したWeb会員サービス「サンリンMyページ」の会員数は、導入以降順調に加入件数を伸ばしており、今後お客様にとってより利便性の高いツールとなるようサービスの充実を図ってまいります。

主力でありますLPガス事業におきましては、記録的な暖冬の影響等により、暖房需要が伸び悩み販売量は前年比で減少したものの、開発部門による新築物件等の開拓に加え、M&Aによる事業譲受、燃転等により顧客件数を増加させることができました。また、快適にご利用いただけるガスファンヒーターのレンタルサービスも積極的に提案し、契約件数を増加さ

せることができました。

石油事業におきましても、最需要期であります冬場の暖冬の影響により灯油及び軽油の暖房・融雪需要が減少し、販売数量は前年比で減少しました。一方、ガソリンの販売数量は行動制限の緩和や政府による負担軽減策等により、セルフ給油所を中心に前年比で増加となりました。なお、座光寺給油所（飯田市）につきましては、敷地の一部がリニア中央新幹線事業における収用対象となり、本年2月末をもって閉鎖いたしました。

電気事業におきましては、顧客件数の増加により販売数量は前年比で増加しましたが、燃料費調整単価の想定外の高騰等により契約件数の伸びは鈍化しました。一方、太陽光発電システムや蓄電池、電気自動車の家庭用充電設備の販売におきましては、お客様の環境問題や防災対策への意識に加え、高騰した光熱費への関心を反映し、昨年を上回る実績を上げることができました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、L P ガス及び石油類の仕入価格の上昇に伴う販売価格の上昇に加え、機器・リフォーム事業の売上伸長等により、売上高は前期比8.9%増の328億44百万円となりました。

一方、利益面におきましては、記録的な暖冬の影響等によるL P ガス及び石油類の販売数量減少と電気事業の電力調達価格上昇の影響、及び高压電力をはじめとしたグループ全社の光熱費や配送コストの高騰等により、営業利益は前期比19.6%減の5億11百万円、経常利益は前期比10.3%減の8億16百万円となりました。税金等調整前当期純利益は減損損失が減少したことから前期比2.5%減の8億15百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比2.0%増の5億37百万円となりました。

また、個別業績では、売上高は前期比8.1%増の292億87百万円、経常利益は同18.1%減の7億65百万円、当期純利益は同22.0%減の5億25百万円でありました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

売 上 高	第88期 2022年3月期		第89期 (当連結会計年度) 2023年3月期		前期比
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
	百万円	%	百万円	%	%
エ ネ ル ギ ー 関 連 事 業	26,928	89.2	29,069	88.5	8.0
製 氷 事 業	300	1.0	327	1.0	9.0
青 果 事 業	2,349	7.8	2,473	7.6	5.3
不 動 産 事 業	290	1.0	571	1.7	96.6
そ の 他 事 業	295	1.0	401	1.2	36.1
計	30,164	100.0	32,844	100.0	8.9

セグメント利益	第88期 2022年3月期		第89期 (当連結会計年度) 2023年3月期		前期比
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
	百万円	%	百万円	%	%
エ ネ ル ギ ー 関 連 事 業	613	96.4	392	76.7	△36.0
製 氷 事 業	△52	△8.2	△55	△10.8	—
青 果 事 業	10	1.6	△12	△2.3	—
不 動 産 事 業	12	2.0	98	19.2	659.1
そ の 他 事 業	△15	△2.4	9	1.8	—
調 整 額	67	10.6	79	15.4	16.9
計	636	100.0	511	100.0	△19.6

(注) 調整額は主としてセグメント間取引消去によるものです。

(エネルギー関連事業)

LPガス及び石油類の仕入価格の上昇に伴う販売価格の上昇に加え、機器・リフォーム事業の売上伸長等により、売上高は前期比8.0%増の290億69百万円となりました。一方、セグメント利益は、暖冬の影響等によるLPガス及び石油類の販売数量減少と電気事業の電力調達価格上昇の影響等により前期比36.0%減の3億92百万円となりました。

なお、LPガス販売事業者のうち現在全国で約1%に付与されている「ゴールド保安認定事業者」として、LPガス保安確保機器の設置を進めてきた結果、当連結会計年度末における認定対象先は96%を超えました。

(製氷事業)

夏場の暑さによる売上増の影響により、売上高は前期比9.0%増の3億27百万円となりました。セグメント損失は新工場の償却費負担は減少したものの原材料費及び光熱費の上昇等により55百万円（前期は52百万円のセグメント損失）となりました。

(青果事業)

株式会社一実屋でのりんご売上の増加や株式会社えのきボーヤでのえのき茸の販売単価上昇等により、売上高は前期比5.3%増の24億73百万円となりました。セグメント損失は主に株式会社一実屋での仕入価格上昇等により12百万円（前期は10百万円のセグメント利益）となりました。

(不動産事業)

大型の土地分譲の販売が順調に進んだことから、売上高は前期比96.6%増の5億71百万円、セグメント利益は前期比659.1%増の98百万円となりました。

(その他事業)

運送事業・建設事業等のその他事業におきましては、主に建設事業において完工物件が増加したことから、売上高は前期比36.1%増の4億1百万円、セグメント利益は9百万円（前期は15百万円のセグメント損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は13億46百万円で、その主なものは車両や機械装置などの設備費用及びシステム更新費用等であり、またガス供給設備費等の単年度償却資産を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当該設備資金につきましては、自己資金を充当しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況（連結）

区 分	第86期 2020年3月期	第87期 2021年3月期	第88期 2022年3月期	第89期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高(百万円)	27,912	26,618	30,164	32,844
経常利益(百万円)	1,157	1,386	909	816
親会社株主に 帰属する(百万円)	763	903	526	537
当期純利益				
1株当たり当期純利益	62円24銭	73円57銭	42円91銭	43円79銭
総資産(百万円)	24,364	26,041	26,062	26,680
純資産(百万円)	17,118	18,162	18,271	18,834
1株当たり純資産額	1,393円94銭	1,478円96銭	1,487円86銭	1,533円74銭
自己資本比率(%)	70.3	69.7	70.1	70.6

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を前連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社等の状況（2023年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
三 鱗 運 送 株 式 会 社	10,000	100.0	一般貨物運送
ウ ロ コ 興 業 株 式 会 社	30,000	100.0	管・住宅設備工事
サンエネック株式会社	30,000	100.0	L P ガス容器賃貸、不動産業
サンリンI&F株式会社	100,000	100.0	氷の製造販売、冷凍倉庫業
株 式 会 社 一 実 屋	20,000	100.0	きのこ・青果卸売業
株式会社えのきボーヤ	10,000	100.0	えのき茸の生産・販売業
新潟サンリン株式会社	400,000	35.5	L P ガス・石油類・住宅設備機器類の卸及び小売

(4) 対処すべき課題

2年目となる「中期経営計画（2022年～2024年度）」は、1年目の実績を検証し、当社グループを取り巻く社会環境や事業環境を再認識したうえで計画の一部を見直し、2024年度の目標到達に向け2023年度を始動いたしました。

事業環境におきましては、コロナ禍に加えてロシア・ウクライナ問題がもたらした資源価格の高騰などによる世界経済への影響、及び物価高騰などが、これまでの地政学リスク以上に極めて不確実性の高い事業環境下に在ることを認知する出来事となりました。エネルギー価格の高騰、とりわけ電力卸価格の高騰は新電力会社として安価な電力で契約者数を確実に増加させていた中での事象であり、早期に調達価格の安値安定が望まれます。政府による燃料油、電気・ガスの激変緩和対策措置はその期間においてはエネルギー価格の押し下げに一定の効果をもたらしておりますが、先行きは不透明であり、エネルギー価格のみならず様々な製品価格の高騰が一般家庭や企業の消費動向に大きく作用するものと考えております。こうした環境下にあつて当社の主力事業でありますLPガスや石油類につきましては、人口・世帯減少により消費量減少が見込まれるなか、お客様の省エネ志向に合った省エネ機器への切替え、電気料金節約対策として暖房用にLPガス・灯油の利用を見直される傾向が出始めてまいりました。LPガスファンヒーターレンタル事業の契約件数増加にもその傾向が顕著に表れております。また、環境負荷軽減、省エネを目的としたリフォームにおける断熱対策工事、災害対策も目的とした太陽光発電システムと蓄電池を組み合わせた設備の導入は今後ますます増加するものと見込んでいます。一方でLPガス、灯油、電気の事業者間の顧客獲得競争は激化するものと予測され、他社との事業におけるサービスの差別化がより一層必要となつてまいります。こうした事業課題を「機会」と捉え、企業価値の向上、新たな価値の創造による成長とM&Aによる顧客の拡大を図り、営業基盤を強固なものとしてまいります。

社会環境におきましてはカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みに加え、アフターコロナ、ニューノーマルの新常識、新常态が社会全体に大きな影響を及ぼすものであり、生活様式や働き方など新しい常識に合わせた事業展開が必要になると考えております。従来型の対面式顧客対応をベースとした上で、ウェブサイトを利用した販売形態、アプリやAIによる顧客対応の自動化など、非対面での接客チャンネルの増設などからもお客様との接点強化を図つてまいります。また、ITやデジタル技術活用による業務効率化を一層推進し、事業の生産性の向上へ集中できる体制作りを進め、人材確保や育成、女性躍進、職場環境、働き方など労働環境の社会課題に対処し、賃上げのための原資となる収益を上げる体制作りを進めてまいります。環境課題に対しましては、当社の環境理念のも

とSDGSへの取組みをグループ社員一同で実践し、自家使用電気をCO₂フリー電力である「グリーン電気」、照明機器をLED照明へ変更すること等により事業活動における2030年CO₂削減目標（2020年比44%削減）に対し実績が49.5%となり目標を達成しております。また、販売事業においても、省エネタイプの機器普及や断熱リフォーム提案、ラク家事住設機器の取扱により課題解決に向けて取り組んでおります。今後もこうした社会課題に対応しながら当社の企業価値向上に努めてまいります。

サステナビリティ経営への取組みにおきましては、このたびサステナビリティ基本方針等を明確に定めましたので、今後、全役員・全社員が一丸となって持続的な社会の実現と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

「中期経営計画（2022～2024年）」は「環境の変化に的確に対応しながら顧客満足度向上を目指し、地域密着型生活関連総合商社として人々の暮らしや地域社会の発展に貢献する」という当社グループの経営理念のもと策定されております。中期経営計画2年目となる2023年度は各項目の目標達成に邁進し、安定収益の確保と経営基盤の拡大に総力をあげて取り組んでまいります。

今後も当社グループの使命と価値観を全社員が共有し、具体的な戦略を確実に実践することで地域社会の発展に貢献するとともに、当社グループの持続可能な成長を果たしてまいりますので、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

LPガス、石油製品、一般高圧ガス及び太陽光発電装置、燃料電池ほか住宅設備機器類の仕入・販売・工事、煉炭・豆炭の製造販売、電力の販売、太陽光発電、保険、リフォーム、不動産、氷の製造卸、冷凍倉庫業並びにきのこ・青果の卸売、えのき茸の製造

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

サンリン株式会社	本社	長野県東筑摩郡山形村
	支社	富山
	支店	中信（山形村）、長野、中野、長野南（長野市）、上田、佐久平（小諸市）、松本、塩尻、大北（松川村）、穂高（安曇野市）、安曇野、上伊那（駒ヶ根市）、諏訪（茅野市）、飯田、イナガス（伊那市）
	給油所	14ヶ所
	オートガススタンド	松本オートガススタンド他9ヶ所
	LPガス充填所	長池（長野市）他12ヶ所
	バルク再検査場	長野県塩尻市
	煉炭・豆炭工場	新潟県上越市
	ゴルフ練習場	モンヴェール（塩尻市）
	太陽光発電所	本社発電所他13ヶ所
三鱗運送株式会社	本社	長野県東筑摩郡山形村
ウロコ興業株式会社	本社	長野県松本市
サンエネック株式会社	本社	長野県松本市
サンリンI&F株式会社	本社	長野県松本市
株式会社一実屋	本社	長野県長野市
株式会社えのきボーヤ	本社	長野県安曇野市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
552 (141) 名	+3 (△6) 名

(注) 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
419 (96) 名	+3 (△10) 名	41.9歳	14.1年

(注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	1,810百万円
株式会社日本政策金融公庫	466
株式会社長野銀行	425
長野県信用農業協同組合連合会	192
株式会社みずほ銀行	200

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,300,000株
- ③ 株主数 949名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ミツウロコグループホールディングス	16,781百株	13.7%
リ ン ナ イ 株 式 会 社	7,120	5.8
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	5,750	4.7
E N E O S ホールディングス株式会社	5,000	4.1
株 式 会 社 長 野 銀 行	4,580	3.7
曾 根 原 充 夫	4,271	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (管理信託口79212)	3,520	2.9
須 澤 孝 雄	3,460	2.8
長 野 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,250	1.8
田 中 郁 子	2,131	1.7

(注) 持株比率は、自己株式195百株を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	塩 原 規 男	ヨーケン株式会社代表取締役社長
専務取締役	百 瀬 久 志	営業本部長兼ライフ事業部長 一般社団法人長野県LPガス協会副会長
常務取締役	小 原 正 彦	管理本部長兼経理部長
常務取締役	高 野 朗	営業本部石油事業部長
取締役	田 島 晃 平	株式会社ミツウロコグループホールディングス代表取締役社長
取締役	氣 賀 澤 隆	管理本部総務部長
取締役	熊 井 一 浩	営業本部保安部長
取締役	山 田 高 照	営業本部ガス事業部長
取締役	高 田 真 由 美	
常勤監査役	矢 口 秀 明	
常勤監査役	小 澤 信 秀	
監査役	山 根 伸 右	山根伸右法律事務所代表
監査役	井 口 秀 昭	

- (注) 1. 取締役田島晃平氏及び取締役高田真由美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山根伸右氏及び監査役井口秀昭氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役山根伸右氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
4. 社外監査役井口秀昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役高田真由美氏及び社外監査役山根伸右氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
百瀬久志	専務取締役営業本部長 兼ライフ事業部長	専務取締役営業本部長	2023年4月1日
熊井一浩	取締役営業本部保安部長	取締役営業本部副本部長兼 保安部長兼ライフ事業部長	2023年4月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である田島晃平氏、高田真由美氏及び監査役の矢口秀明、小澤信秀、山根伸右、井口秀昭の4氏との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	120百万円 (10)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	34 (9)

(注) 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・決定方針の内容の概要

ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

イ 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

個々の取締役の担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して取締役の報酬等を決定しております。

当社は在職中の功勞に報いるため役員退職慰労金制度を設けております。

なお、具体的な支給金額については、役員退職慰労金支給規程に基づいて算定してお

ります。

固定報酬は月次で支払っております。

ウ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬のみであります。

エ 当該委任を受ける者の氏名または当該株式会社における地位もしくは担当代表取締役 塩原規男にて決定を行っております。

オ 委任する権限の内容

取締役個人別の報酬額の決定であります。

カ 備考

取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額等

2012年6月26日開催の第78期定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額170百万円以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない）。また、当該決議時の対象とされていた役員の員数は10名以内です。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は2006年6月27日開催の第72期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

3. その他

上記支給額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額（取締役17百万円（うち社外取締役0百万円）、監査役2百万円（うち社外監査役0百万円））が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

ア 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田島晃平氏は株式会社ミツウロコグループホールディングスの代表取締役社長であります。同社のグループ企業と当社との間には、電力及び固形燃料等の取引関係があります。
- ・監査役山根伸右氏は山根伸右法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役田島晃平	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役高田真由美	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、長年にわたる県職員としての経験と幅広い知識に基づき適宜発言、助言等を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監査役山根伸右	当期開催の取締役会14回の全て及び監査役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に専門的見地から発言を行っております。
監査役井口秀昭	当期開催の取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。

ウ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませるので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

内部統制基本方針

当社は、会社法等関連する法律に基づき、下記のとおり、当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という）を整備する。

記

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役職員は、「社員憲章」「環境憲章」をはじめ、コンプライアンス体制に係る社内規定を法令・定款を順守するための行動規範とする。総務部は、各事業部と共同して、「主要業務管理要領」等によりグループ役職員教育を行うほか、内部通報制度を含めコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。リスク監理部は、コンプライアンスの状況を監視する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する保安、情報セキュリティ、環境、品質及び災害等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクは取締役会において速やかに対応責任者を定めるものとする。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画に基づき当該事業年度の全社目標を定め、業務担当取締役は、部門の具体的目標及び達成手段を定める。取締役会は、定期的に進捗状況をレビューすることによって、業務の継続的な改善及び効率化を実現するシステムを構築するものとする。

また、定例の取締役会のほか、毎週1回の監査役も含めた連絡会を実施し、情報の共有化に努めるものとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社各社の役員には当社より取締役或いは監査役を派遣して、グループ間の意思疎通を図り法令順守体制、リスク管理体制を構築するとともに、総務部はこれらを横断的に推進

し、管理するものとする。

また、情報通信システム等の整備を行い、伝達の迅速化を図ることによりグループ間の情報共有を推進し、効率的経営に資するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、職務上その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合には、代表取締役は、監査役と協議のうえ、監査役を補助する者を任命する。

また、監査役より、監査役の職務の補助の命令を受けた職員は、その命令に関して取締役、リスク監理部長等の指揮命令を受けないものとし、その旨を総務部において当社グループの役職員に周知徹底する。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または職員は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備するものとする。また当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を総務部において当社グループの役職員に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

監査役会と代表取締役は、定期的に意見交換会を行うものとするとともに、会計監査人との情報交換に努め、密接に連携を図るものとする。また、必要に応じ、監査役会は、弁護士等の外部有識者による専門的支援を受けることができるものとする。

なお、監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、請求により速やかに会社が支払うものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備に関する体制

当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、これを排除する。

不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

反社会的勢力に関する情報の収集及び管理は、総務部を窓口として情報収集に努め、弁護士・警察等の外部機関と連携し、組織的に対応することとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制諸規程及び運用マニュアルを制定し内部統制システムの整備及び運用を図る。

また、内部統制システムの整備及び運用に関し、内部監査部門は、定期的かつ計画的に内部監査を実施し、継続的改善に資するものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

当社グループの役職員は、「社員憲章」「環境憲章」をはじめ、コンプライアンス体制に係る社内規定を法令順守のための行動規範としております。総務部は、各事業部と共同して、「主要業務管理要領」等によりグループ役職員教育を行うほか、内部通報制度を含めコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。

また、リスク監理部はコンプライアンスの状況を監視しております。

これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されております。

② リスク管理体制の強化

当社グループの企業活動に関連する保安、情報セキュリティ、環境、品質及び災害等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施を行うものとし、リスク状況の監視はリスク監理部が行い、組織横断的な対応は総務部が行うものとなっております。

また、新たに生じたリスクは取締役会において速やかに対応責任者を定めるものとなっております。

③ 業務執行の適正性及び効率性の向上

子会社各社の役員には、当社より取締役あるいは監査役を派遣してグループ間の意思疎通を図り、法令順守体制・リスク管理体制を構築するとともに、総務部はこれらを横断的に推進し、管理するものとしております。また、情報通信システム等の整備を行い、伝達の迅速化を図ることによりグループ間の情報共有を推進し、効率的経営に資するものとしております。

④ 取締役の職務執行

取締役会は、中期経営計画に基づき当該事業年度の全社目標を定め、業務担当取締役は部門の具体的目標及び達成手段を定めております。

取締役会は、定期的に進捗状況をレビューすることによって、業務の継続的な改善及び効率化を実現するシステムを構築するものとしております。また、定例の取締役会のほか、毎週1回の監査役も含めた連絡会を実施し、情報の共有化に努めるものとしております。

⑤ 監査役及び監査役会

監査役会と代表取締役は、定期的意見交換会を行うものとするとともに、会計監査人との情報交換に努め、密接に連携を図るものとしております。また、必要に応じ監査役会は、弁護士等の外部有識者による専門的支援を受けることができるものとなっております。なお、監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、請求により速やかに会社が支払うものとなっております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施する基本政策を遂行するため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定めることができる旨を定款に規定しております。

今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上、ならびに株主価値増大に努めてまいります。

なお、配当性向につきましては年間30%以上を目標としておりますが、当事業年度の期末配当金につきましては、利益配分の基本方針と業績の推移を総合的に判断し、1株あたり22円とさせていただきます、当事業年度の連結配当性向は50.2%となりました。

① 期末配当に関する事項

ア 配当財産の種類

金銭とさせていただきます。

イ 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社株式1株につき金22円とさせていただきます。

また、この場合の配当総額は、270,169,020円となります。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月21日

② その他の剰余金の処分に関する事項

ア 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 250,000,000円

イ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 250,000,000円

以 上

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,914	流動負債	6,149
現金及び預金	5,700	支払手形及び買掛金	2,341
受取手形、売掛金及び契約資産	4,301	短期借入金	2,670
商品及び製品	1,713	1年内返済予定の長期借入金	78
仕掛品	28	未払法人税等	107
原材料及び貯蔵品	663	賞与引当金	270
その他	509	その他	681
貸倒引当金	△2	固定負債	1,695
固定資産	13,765	繰延税金負債	106
有形固定資産	8,488	長期借入金	411
建物及び構築物	2,553	役員退職慰勞引当金	184
機械装置及び運搬具	706	退職給付に係る負債	667
工具、器具及び備品	449	資産除去債務	162
土地	4,470	その他	163
建設仮勘定	307	負債合計	7,845
無形固定資産	201	(純資産の部)	
のれん	80	株主資本	17,899
その他	121	資本金	1,512
投資その他の資産	5,075	資本剰余金	1,248
投資有価証券	4,644	利益剰余金	15,151
繰延税金資産	113	自己株式	△12
退職給付に係る資産	13	その他の包括利益累計額	935
差入保証金	147	その他有価証券評価差額金	939
その他	190	退職給付に係る調整累計額	△4
貸倒引当金	△35	純資産合計	18,834
資産合計	26,680	負債及び純資産合計	26,680

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	32,844
売上原価	26,126
売上総利益	6,717
販売費及び一般管理費	6,206
営業利益	511
営業外収益	322
受取利息	1
受取配当金	63
受取賃貸料	35
受取手数料	74
持分法による投資利益	23
その他	123
営業外費用	17
支払利息	7
賃貸費用	4
固定資産除却損	3
その他	2
経常利益	816
特別損失	0
減損損失	0
税金等調整前当期純利益	815
法人税、住民税及び事業税	290
法人税等調整額	△13
当期純利益	537
親会社株主に帰属する当期純利益	537

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,512	1,248	14,883	△12	17,632
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△270		△270
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			537		537
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	267	-	267
当 期 末 残 高	1,512	1,248	15,151	△12	17,899

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	646	△7	639	18,271
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△270
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				537
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	292	3	295	295
当 期 変 動 額 合 計	292	3	295	563
当 期 末 残 高	939	△4	935	18,834

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,494	流動負債	5,586
現金及び預金	4,826	支払手形	566
受取手形	402	買掛金	1,686
売掛金	3,711	短期借入金	2,545
商品及び製品	1,396	1年以内返済予定の長期借入金	20
原材料及び貯蔵品	650	未払法人税等	57
前払費用	7	未払金	173
その他	501	未払消費税等	37
貸倒引当金	△2	未払費用	92
固定資産	12,682	預り金	123
有形固定資産	6,673	賞与引当金	217
建物	1,011	その他	66
構築物	710	固定負債	1,161
機械及び装置	348	繰延税金負債	116
車両運搬具	127	長期借入金	2
工具、器具及び備品	319	退職給付引当金	579
土地	4,119	役員退職慰労引当金	137
建設仮勘定	36	資産除去債務	162
無形固定資産	160	その他	162
のれん	80	負債合計	6,747
ソフトウェア	67	(純資産の部)	
その他	12	株主資本	16,542
投資その他の資産	5,849	資本金	1,512
投資有価証券	3,309	資本剰余金	1,252
関係会社株式	1,074	資本準備金	379
差入保証金	109	その他資本剰余金	873
前払年金費用	13	利益剰余金	13,789
関係会社長期貸付金	1,228	その他利益剰余金	13,789
その他	148	固定資産圧縮積立金	22
貸倒引当金	△35	別途積立金	12,740
資産合計	24,176	繰越利益剰余金	1,027
		自己株式	△12
		評価・換算差額等	886
		その他有価証券評価差額金	886
		純資産合計	17,428
		負債及び純資産合計	24,176

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	29,287
売 上 原 価	23,289
売 上 総 利 益	5,997
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,604
営 業 利 益	392
営 業 外 収 益	385
受 取 利 息	5
受 取 配 当 金	111
受 取 賃 貸 料	54
受 取 派 遣 料	60
受 取 手 数 料	87
そ の 他	66
営 業 外 費 用	12
支 払 利 息	6
賃 貸 費 用	4
固 定 資 産 除 却 損	1
そ の 他	1
経 常 利 益	765
特 別 損 失	0
減 損 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	764
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	237
法 人 税 等 調 整 額	2
当 期 純 利 益	525

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	固 定 資 産 積 立	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,512	379	873	1,252	23	12,140	1,370	13,534
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△270	△270
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△1		1	-
別 途 積 立 金 の 積 立						600	△600	-
当 期 純 利 益							525	525
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△1	600	△343	255
当 期 末 残 高	1,512	379	873	1,252	22	12,740	1,027	13,789

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△12	16,287	613	613	16,900
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△270			△270
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-			-
別 途 積 立 金 の 積 立		-			-
当 期 純 利 益		525			525
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			272	272	272
当 期 変 動 額 合 計	-	255	272	272	527
当 期 末 残 高	△12	16,542	886	886	17,428

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

サンリン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 条 修 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 堀 一 英

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンリン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンリン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企

業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

サンリン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 堀 一 英

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンリン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

サンリン株式会社 監査役会

常勤監査役 矢 口 秀 明 ㊟

常勤監査役 小 澤 信 秀 ㊟

社外監査役 山 根 伸 右 ㊟

社外監査役 井 口 秀 昭 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、あらためて取締役9名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	しおほらのりお 塩原規男 (1958年10月9日)	2008年6月 当社取締役管理本部経理部長 2012年4月 当社取締役エネルギー事業本部副本部長 2014年5月 当社取締役エネルギー事業本部長 2014年6月 当社常務取締役エネルギー事業本部長 2016年6月 当社代表取締役専務 2017年6月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ヨーケン株式会社代表取締役社長	61,400株
2	ももせひさし 百瀬久志 (1963年4月3日)	1988年4月 当社入社 2012年4月 当社飯田支店長 2014年4月 当社上伊那支店長 2015年4月 当社執行役員エネルギー事業本部 石油部長 2016年6月 当社取締役エネルギー事業本部 石油部長 2018年4月 当社取締役エネルギー事業本部長兼 ガス部長 2019年6月 当社常務取締役エネルギー事業本部長兼 ガス部長 2021年4月 当社常務取締役営業本部長兼ライフ事業 部長 2021年6月 当社専務取締役営業本部長兼ライフ事業 部長 2023年4月 当社専務取締役営業本部長(現任)	15,200株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	お 小 原 ま さ ひ こ 正 彦 (1963年10月25日)	1986年4月 株式会社八十二銀行入社 2008年6月 同行軽井沢支店長 2014年2月 同行下諏訪支店長 2016年6月 同行昭和通営業部長 2018年4月 当社執行役員管理本部経理部長 2018年6月 当社取締役管理本部経理部長兼M&A担 当 2021年4月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2021年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 (現任)	4,400株
4	た か の あ き ら 高 野 朗 (1965年11月9日)	1989年4月 当社入社 2008年4月 当社上伊那支店長 2010年6月 当社取締役営業本部環境事業部長 2013年6月 当社取締役環境事業本部エコ事業部長 2016年6月 当社取締役環境事業副本部長兼エコ事業 部長 2019年6月 当社取締役環境事業本部長兼エコ事業部 長兼リフォーム部長兼ライフ事業部長 2021年4月 当社取締役営業本部石油事業部長 2021年6月 当社常務取締役石油事業部長 (現任)	19,400株
5	た じ ま こ う へ い 田 島 晃 平 (1971年11月8日)	1995年4月 三井物産株式会社入社 2002年6月 新潟サンリン株式会社取締役 (現任) 2002年6月 当社取締役 (2015年6月より当社社外取 締役) (現任) 2002年6月 株式会社ミツウロコ取締役 2003年6月 同社常務取締役 2005年4月 同社代表取締役副社長 2007年6月 同社代表取締役社長 2011年10月 株式会社ミツウロコグループホールディ ングス代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ミツウロコグループホールディングス 代表取締役社長	1,000株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	きがさわ たかし 氣賀澤 隆 (1972年1月1日)	1994年4月 当社入社 2018年4月 当社上伊那支店長 2020年4月 当社執行役員管理本部総務部部長代理 2020年6月 当社取締役管理本部総務部長兼情報企画部長 2021年4月 当社取締役管理本部総務部長(現任)	6,100株
7	くまい かず ひろ 熊井 一浩 (1972年1月4日)	1995年4月 当社入社 2017年4月 当社イナガス支店長 2018年4月 当社エネルギー事業本部保安部部長代理 2020年4月 当社執行役員エネルギー事業本部保安部部長代理 2020年6月 当社取締役エネルギー事業本部保安部長 2021年4月 当社取締役営業本部保安部長 2023年4月 当社取締役営業本部副本部長兼保安部長兼ライフ事業部長(現任)	14,400株
8	やまだ たか てる 山田 高照 (1975年8月22日)	1999年4月 当社入社 2018年4月 当社塩尻支店長 2020年4月 当社執行役員エネルギー事業本部ガス部部長代理 2021年4月 当社執行役員営業本部ガス事業部長 2021年6月 当社取締役営業本部ガス事業部長(現任)	8,200株
9	たか だ まゆみ 高田 真由美 (1960年5月25日)	1983年4月 長野県入庁 2017年4月 長野県北信地域振興局長 2018年4月 長野県環境部長 2020年4月 長野県女性活躍推進監兼男女共同参画センター所長 2021年6月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田島晃平氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がこれまで培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営体制に活かしていただくためであります。
 - (3) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 - (4) 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 高田真由美氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が定める独立性基準を満たしております。
 - (2) 同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、これまで県職員時代に培ってきた特に環境政策、自然エネルギー、省エネ、男女共同参画等、専門的な知識を当社の経営体制に活かしていただくためであります。
 - (3) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - (4) 当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - (5) 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役（当事業年度中に在籍していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、サンリン株式会社の被保険者は保険料を一部負担しております。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任監査役4名全員が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	矢口 秀明 (1960年2月19日)	1982年4月 当社入社 2006年4月 当社イナガス支店長 2008年6月 当社取締役営業本部石油営業部長 2012年6月 富山サンリン株式会社代表取締役社長 2016年6月 当社常勤監査役(現任)	37,800株
2	小澤 信秀 (1958年2月27日)	1980年4月 当社入社 2012年4月 当社管理本部経理部副部長 2014年5月 当社執行役員管理本部経理部長 2018年6月 当社常勤監査役(現任)	6,800株
3	井口 秀昭 (1956年7月25日)	1980年4月 農林中央金庫入庫 1991年1月 株式会社八十二銀行入社 2000年11月 公認会計士登録 2007年4月 宮坂醸造株式会社監査役(現任) 2011年7月 あがたグローバル税理士法人マネージャー(現任) 2014年6月 株式会社全国漁協オンラインセンター監査役(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任)	一株
※ 4	宮田 旭 (1972年6月23日)	2006年10月 第二東京弁護士会登録 2007年10月 宮田旭法律事務所代表(現任) (長野県弁護士会所属) 2014年4月 信州大学法科大学院准教授 2019年4月 長野県弁護士会副会長 (重要な兼職の状況) 宮田旭法律事務所代表	一株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、矢口秀明氏、小澤信秀氏、及び井口秀昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合には、当社は3氏との間で同内容の責任限定契約を継続する予定であります。宮田旭氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を宮田氏と締結する予定であります。
4. 井口秀昭氏、宮田旭氏は、社外監査役候補者であります。
なお、井口秀昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 社外監査役候補者選任の理由
- (1) 井口秀昭氏は会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計について精通し、十分な見識を有しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 宮田旭氏は会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 井口秀昭氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって8年となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、2021年6月22日開催の第87期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役宮田 旭氏の選任の効力が監査役選任により失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おおたやすろう 太田康朗 (1987年1月22日)	2012年12月 弁護士登録(長野県弁護士会) 竹内永浩法律事務所入所 2015年7月 税理士業務開始通知 2018年6月 弁護士法人竹内法律事務所 (現 弁護士法人大手門法律事務所) 設立(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人大手門法律事務所代表	一株

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 太田康朗氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 太田康朗氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏がこれまで培ってきた弁護士としての経験、知識を監査役に就任した場合に当社の監査体制に活かしていただくためであります。なお同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 太田康朗氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、監査役山根伸右氏が任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

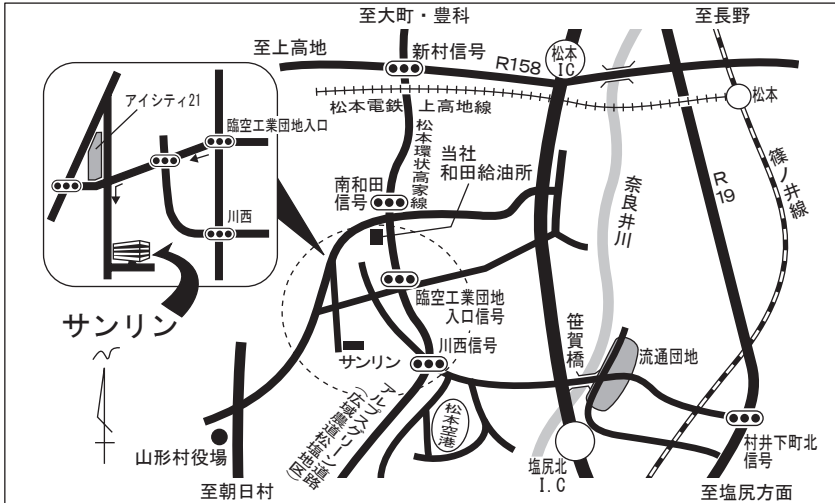
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
やまねしんすけ 山根伸右	2007年6月 当社社外監査役（現任）現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

会場 当社本社大会議室
長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3
TEL (0263) 97-3030 (代)



交通機関 JR篠ノ井線「松本駅」よりタクシー約30分